

平成 2 8 年度 第 2 回

三種町情報公開・個人情報保護審査会議案

平成 2 9 年 3 月 1 3 日提出

日 時 平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月)
午後 1 時 3 0 分

場 所 三種町役場農政庁舎 会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 事務局説明 審理手続について

4 議 事 諮問案件の審議（1 件）

（1） 平成 2 8 年度諮問第 1 号（主管課：総務課）【新規】

公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求について

5 そ の 他

三種町情報公開・個人情報保護審査会委員

任期：平成28年12月7日～平成30年12月6日

(50音順、敬称略)

分野	氏名	摘要
福祉	いた くら まさ み 板 倉 雅 美	(福) 山本更生会理事長
法曹	おお ば ひで とし 大 庭 秀 俊	弁護士 *会長
地域団体	こ だま よう ぞう 小 玉 陽 三	天瀬川自治会長 橋本五郎文庫運営委員長
行政経験者	さくら だ えつ ろう 櫻 田 悦 郎	元町総務課長
人権	なり た たか みち 成 田 隆 道	人権擁護委員
行政経験者	わたな べ せい えつ 渡 部 整 悦	元県地域振興局建設部長

事務局説明

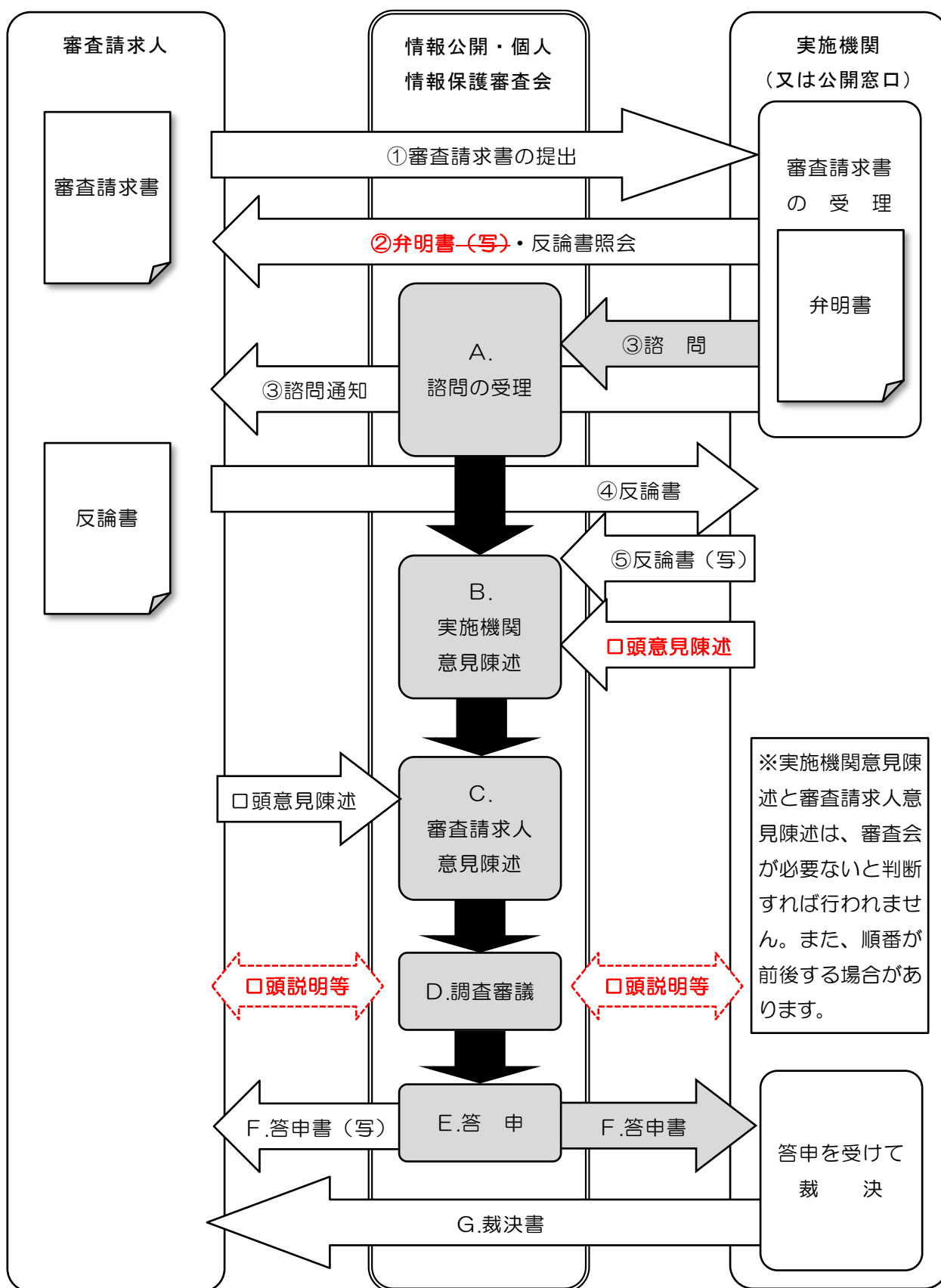
審理手続について

1 審理手続の概要 *次頁参照

2 三種町情報公開事務取扱要領の一部改正（平成２９年１月３０日施行）

新	旧
（弁明書の作成等） 第３１条 主管課等は、審査請求書の送付を受けたときは、第２９条第２項及び前条第２項に該当する場合を除き、審査会（事務局：総務課）で定める期間内に法第２９条（弁明書の提出）第２項に規定する弁明書を作成するものとする。 ２ 主管課等は、弁明書を作成したときは、審査請求人及び法第１３条（参加人）第４項に規定する参加人に送付するとともに、<u>その写しを</u>公開窓口提出するものとする。 ３ 弁明書の送付に当たっては、主管課等は相当の期間を定めて審査請求人に法第３０条（反論書等の提出）第１項の反論書を、参加人に同条第２項の意見書の提出を求めるものとする。 ４ 主管課等は、反論書又は意見書の提出を受けたときは、その写しを公開窓口提出するものとする。 ５ 公開窓口は、反論書又は意見書の写しを速やかに審査会に提出するものとする。 ６ 審査請求に係る手続については、法第９条（審理員）第３項において読み替えて適用する同法の規定に基づき行うものとする。	（弁明書の作成等） 第３１条 主管課等は、審査請求書の送付を受けたときは、第２９条第２項及び前条第２項に該当する場合を除き、審査会（事務局：総務課）で定める期間内に法第２９条（弁明書の提出）第２項に規定する弁明書を作成するものとする。 ２ 主管課等は、弁明書を作成したときは、<u>その写しを</u>審査請求人及び法第１３条（参加人）第４項に規定する参加人に送付するとともに、<u> </u>公開窓口提出するものとする。 ３ 弁明書の送付に当たっては、主管課等は相当の期間を定めて審査請求人に法第３０条（反論書等の提出）第１項の反論書を、参加人に同条第２項の意見書の提出を求めるものとする。 ４ 主管課等は、反論書又は意見書の提出を受けたときは、その写しを公開窓口提出するものとする。 ５ 公開窓口は、反論書又は意見書の写しを速やかに審査会に提出するものとする。 ６ 審査請求に係る手続については、法第９条（審理員）第３項において読み替えて適用する同法の規定に基づき行うものとする。

■ 審査請求の標準的な流れ



平成 28 年度諮問第 1 号

公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求について

平成 28 年 8 月 2 日付けで三種町長が行った公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求に関し、平成 29 年 1 月 31 日付けで三種町情報公開条例第 16 条の 2 の規定に基づく諮問を受けたので、審議に付する。

平成 29 年 3 月 13 日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 大 庭 秀 俊

1 審査請求の趣旨

実施機関（三種町長）が行った公文書の非公開決定処分を取り消し、本件公文書の全部を公開するよう求める。

2 主張書面について

実施機関

弁明書 平成 29 年 1 月 31 日付け三種総発—859 *資料 1

審査請求人

反論書 平成 29 年 3 月 8 日付け *資料 2

3 実施機関口頭説明

4 口頭意見陳述の申立てについて *資料 3